



2019. 12. 15



〒262-0033 千葉県花見川区幕張本郷 1-11-3 コービル2F
TEL : 043(275)1757/FAX : 043(275)1758
E-mail: soga@sogaoffice.jp(曾我宛)
: info@sogaoffice.jp(事務所宛)
ホームページ: <http://www.sogaoffice.jp>
緊急連絡・苦情は所長携帯 090(4129)4617

「売上はすべてを癒す」ではなく「粗利はすべてを癒す」です。

「売上はすべてを癒す」これはダイエーの創業者である中内功さんの言葉です。偉大な経営者ですが「私とコンピューターとパートがいればいい」と語り、大規模なリストラを実施したため、人心は離れ、優秀な社員がやめた結果、会社は凋落していきました。

最近、当事務所の関与先では売上よりも粗利を重視するところが増えていています。粗利を増やし世間並みの給料を支払わなければ、社員は定着してくれません。ですから、値上げを要求する運送業・建設業・警備業が増えていています。政府も長時間労働・低賃金・深夜労働の増加に対応するため、様々な施策を実施しています。例えば、国土交通省は「建設業法令順守のガイドライン」を策定し、地方公共団体発注工事を低価格で受注した業者の実態の調査を始めました。トラック運送業者に対しては、ハンドブックで著しく低い運賃・料金を一方的に設定されていないか、荷積みなどを無償でさせられていないか、有料道路料金を負担させられていないか等の質問からなる価格交渉ノウハウを紹介しています。

わたくしは千葉県トラック協会の顧問をしています。こうした取り組みを行う運送業者が現れるのをみてきました。あるトラック運送業者が残業代不払いが原因で労基署に呼ばれたとき、その社長が「売上原価が上がっているにも関わらず、値上げを荷主が承知してくれないから」と不払いの理由を言ったところ、労働基準監督官が「公正取引委員会を紹介します。」と言ったことには驚きました。労基官も、粗利を増やさなければ問題が解決しないと認識しています。

なお、ある運送会社の社長さんは荷主に値上げ要求に行くと、「おたくだけが運送屋じゃない」と言われ、値上げ要求を拒否されました。仕方なく会社に帰るとちょうど荷主会社の社長から電話がありました。「あの値段でいいからやってくれ」ということでした。ドライバー不足が進む中で適正運賃を求める運送会社が多くなったため、荷主の要求した値段でやってくれる運送会社はなかったそうです。

健康保険の被扶養者等の要件の見直し

2020年4月1日より、改正健康保険法が施行され、**健康保険の被扶養者の認定において、原則として国内に居住しているという要件が追加**されます。ただし、一時的な海外渡航である者や、渡航目的が就労ではない者については、例外的に被扶養者とされます。

具体的には、留学、海外赴任に同行する家族、観光、保養又はボランティア活動などがあります。例外に該当するかどうかについて、渡航目的から形式的に判断されます。一時かどうかは、ビザの有効期限がある場合は原則として一時的なものとされます。

また、「医療滞在ビザ」で来日したもの、「観光・保養を目的とするロングステイビザ」で来日した者は、日本国内に住所があったとしても、適用除外となり被扶養者として認定されませんのでご注意ください。

千葉県特定最低賃金が改定されました。 (千葉県最低賃金 **923** 円：令和元年 10 月 1 日改正)

千葉県特定最低賃金が改定され、**鉄鋼業**と**電子部品製造業等**では千葉県最低賃金より高い最低賃金を支払うこととなりました。支払賃金を最低賃金と比較する場合には、精皆勤手当、通勤手当、家族手当、時間外勤務手当、休日出勤手当、深夜手当並びに賞与及び臨時の賃金は除外することとなっていますのでご注意ください。なお、千葉県以外の都道府県については労働局のホームページをご覧ください。

業種		改定額	発効日
特定最低賃金	調味料製造業	923 円	令和元年 10 月 1 日
	鉄鋼業	993 円	同年 12 月 25 日
	はん用機械器具、生産用機械器具製造業	923 円	同年 10 月 1 日
	電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業	951 円	同年 12 月 25 日
	計量器・測定器・分析機器・試験機・測量機械器具・理化学機械器具製造業、医療用機械器具・医療用品製造業、光学機械器具・レンズ製造業、時計・同部分品製造業、眼鏡製造業	923 円	同年 10 月 1 日
	各種商品小売業	923 円	同年 10 月 1 日
	自動車（新車）小売業	923 円	同年 10 月 1 日

時間外労働の上限規制が中小企業にも適用

2020年4月より、大企業のみにも適用されていた改正労働基準法による時間外労働の上限規制が中小企業にも適用されることとなります。これにより、一部適用が猶予・除外される業種等を除き、特別条項を結んだ場合も含めて、時間外労働の上限を越えた場合は罰則（**6か月以下の懲役または30万円以下の罰金**）が科せられることとなりました。

上限規制の適用に伴って、2020年4月以後の期間のみを定めた36協定からは、新しい様式で提出する必要があります。なお経過措置として、**2020年3月31日を含む期間で結んだ36協定については、その協定の初日から1年間は引き続き有効**になり、上限規制の適用はありません。

3月31日までに期限が到来する36協定を締結している事業所におかれましては、期限までの更新を忘れないよう特に注意が必要です。この場合に関しては、従来の様式で提出しても差し支えないとされています。

なお新様式では、特別条項無（様式第9号）の場合と特別条項有（様式第9号の2）の場合で様式が異なっております。また、猶予業種の建設業、運転の業務、医師については様式第9号の4で提出する必要があります。

様式は、こちら

https://jsite.mhlw.go.jp/chibaroudoukyoku/hourei_seido_tetsuzuki/hourei_youshikishu/youshikishu_zenkoku.html

からダウンロードできます。



曾我事務所の年末年始のお休みは・・・
12月28日（土）～1月5日（日）です

